

証券コード 7048
(発信日) 2023年3月8日
(電子提供措置の開始日) 2023年3月2日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美土代町1番地
ベルトラ株式会社
代表取締役社長兼CEO 二木 渉

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第33回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://corp.veltra.com/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）に「ベルトラ」又は証券コードに「7048」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択し、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、近時の新型コロナウイルスの国内での感染状況や感染拡大防止の観点に鑑み、株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権行使することができますので、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申しあげます。事前に議決権行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、

2023年3月23日(木曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
神田スクエア 3階 SQUARE ROOM
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的 事 項

- 報告 事 項** 1. 第33期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議 事 項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 会社法の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、前記各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

従いまして、本招集ご通知は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- 本招集ご通知又は電子提供措置事項に関して修正が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 今後の状況により、やむを得ず株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://corp.veltra.com/ir/>) にお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

四

2023年3月24日(金曜日)
午前10時開始



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年3月23日(木曜日)
午後6時到着分まで



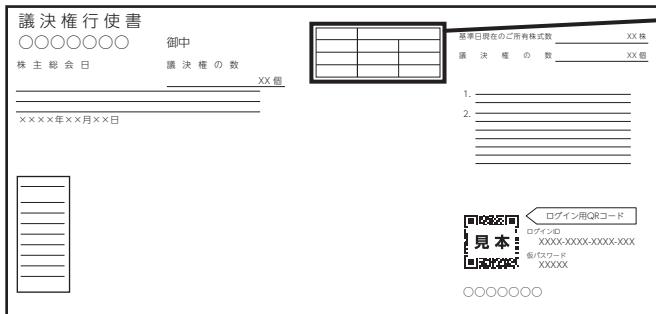
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月23日(木曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 ➤ 「**賛**」の欄に○印
 - 反対する場合 ➤ 「**否**」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者に反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

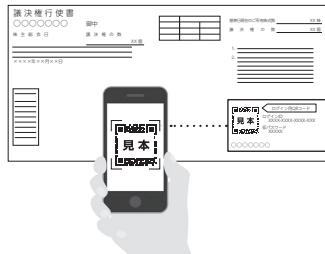
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

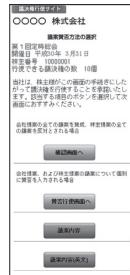
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

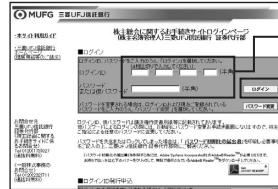
インターネットによる議決権行使
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)**

事業報告

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）に対する各種政策の効果により、景気が持ち直していくことが期待された一方で、為替相場の乱高下、原材料価格の高騰に伴う物価上昇、沈静化が見通せないウクライナ情勢による下振れリスクが高まるなど、依然として厳しい状況となりました。

当社サービスの対象である旅行業界におきましては、COVID-19の感染拡大の防止策を講じ、経済活動が正常化に向かい一つある社会情勢を背景に、2022年における出国日本人者数は前期比441.1%増の277万人となり、世界的な拡大に伴い実施されていた入国制限については、世界的に緩和・全廃の動きが加速していることを受け特に下半期以降顕著に増加しました。また、訪日外客数も前期比1,458.6%増の383万人となっており、9月からの外国人観光客向け添乗員なしパッケージツアーの受入再開、ワクチン接種者に対する陰性証明書提示義務の廃止等もあり、2022年12月の訪日外客数は1,370千人と、2年10か月ぶりに百万人を上回りました。（出典：日本政府観光局（JNTO））。

当社グループは、国内及び世界150か国の現地体験ツアーを専門に販売する日本最大級の旅行オンラインサービスを展開しており、その事業領域は旅行関連事業を収益区別に分類し、

（1）当社グループが運営する、現地体験ツアーオンライン予約サイト（日本語サイト「VELTRA」、催行地をハワイに特化した英語サイト「Hawaii Activities」）でのツアー予約にかかる収益を得るオンライン・トラベル・エージェント（以下、「OTAJ」）事業、（2）観光関連事業者のITインフラを供給するサービス、連結子会社であるリンクティビティ株式会社が展開するチケットプラットフォーム事業など、OTA事業以外から収益を得る事業（以下、「観光IT事業」）より構成されております。

このような事業環境のもと、各国に発出していた感染症危険情報レベルの引き下げが行われ、日本における新型コロナウイルス感染症の水際対策緩和への動きとして、1日当たりの入国者数上限が撤廃されるなど、海外渡航再開の兆しがみられました。また日本国内においても国の観光支援である「県民割・ブロック割」により、全国規模でマイクロツーリズム需要が高まりをみせました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は1,163,530千円（前期比136.2%増）となりました。なお、営業収益を収益区分別にみると、OTA事業が986,624千円（前期比183.2%増）、観光IT事業が176,906千円（前期比22.7%増）となりました。

利益につきましては、COVID-19の全世界的な感染拡大が顕在化した2020年3月以降、全社的なコスト見直しを行い、広告宣伝費の大幅な削減、役員報酬の減額、従業員の一時的な休業対応などの徹底的なコストコントロールに努めており、予約数の増加により下半期以降営業収益が回復したものの、営業損失は794,711千円（前年同期1,098,144千円の営業損失）、経常損失は753,928千円（前年同期1,104,121千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は794,447千円（前年同期1,157,363千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループは、旅行関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は103,625千円で、その主なものは、ソフトウェア自社開発であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度末において現金及び預金2,799,164千円と、前連結会計年度末比で1,601,989千円増加しており、純資産は1,381,132千円と、前連結会計年度末比で205,454千円増加しております。これは、新株予約権の行使により955,743千円を調達することで資本を増強したことや、当社サービスの予約数増加とともに前連結会計年度比で385,580千円の前受金の増加によるものが主な要因であります。

さらに、主要取引銀行とは総額1,600,000千円の当座貸越契約の継続を行っており貸越枠のうちの500,000千円の借入を実行しておりますが、引き続き、主要取引銀行との関係を維持しつつ、継続的に支援いただくための協議を行ってまいります。なお、当連結会計年度末における借入未実行残高は、1,100,000千円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第30期 (2019年12月期)	第31期 (2020年12月期)	第32期 (2021年12月期)	第33期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
営業収益(千円)	4,351,002	890,513	492,656	1,163,530
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	768,789	△1,250,233	△1,104,121	△753,928
親会社株主に帰属す る当期純利益又は 親会社株主に帰属す る当期純損失(△) (千円)	521,510	△1,547,255	△1,157,363	△794,447
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失(△) (円)	18.26	△53.58	△35.12	△22.92
総資産(千円)	6,424,610	1,718,084	1,870,320	4,051,944
純資産(千円)	2,125,994	552,374	1,175,678	1,381,132
1株当たり純資産額 (円)	72.86	18.94	34.51	38.14

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第30期 (2019年12月期)	第31期 (2020年12月期)	第32期 (2021年12月期)	第33期 (当事業年度) (2022年12月期)
営業収益(千円)	4,267,644	954,085	300,201	692,477
経常利益又は経常損失(△)(千円)	828,218	△1,059,031	△1,095,243	△838,311
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	484,438	△1,455,238	△1,145,297	△848,479
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	16.96	△50.39	△34.75	△24.48
総資産(千円)	6,031,947	1,628,913	1,413,273	2,723,010
純資産(千円)	1,919,824	492,825	956,169	1,074,214
1株当たり純資産額(円)	67.08	16.88	28.27	29.91

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
VELTRA Holdings Inc.	1,503千 USドル	100.0%	VELTRA Inc.の持株会社
V E L T R A I n c .	98千 USドル	100.0 (100.0)	Hawaii Activitiesの運営
VELTRA Malaysia Sdn. B h d .	500千 マレーシア リンクギット	100.0	ITシステムの開発拠点
リンクティビティ株式会社	310,005千 円	94.6	企業間の取引システムの提供

(注) 1. 議決権の所有割合又は被所有割合の（内数）は、間接所有割合であります。

2. 当事業年度の末日において特定完全子会社はありません。

3. VELTRA KOREA Inc.につきましては当事業年度において清算結了しました。

(4) 対処すべき課題

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、COVID-19の感染拡大により、営業収益が大幅に落ち込んでおりましたが、海外への渡航制限は2022年3月以降、徐々に解除されており、国内につきましてはワクチン接種が進み、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除となったこと等を背景に、旅行需要が徐々に回復しつつあります。一方で、当連結会計年度においては、収益改善の兆しは窺えたものの、794,711千円の営業損失、753,928千円の経常損失、794,447千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、現時点では継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、以下の対応策を図ってまいります。

①適切な体制を構築するための人員配置

COVID-19の全世界的な感染拡大が顕在化した2020年3月上旬の時点で全社的なコスト見直しを行ってきましたが、2022年下半期以降より顕著となった旅行需要の回復へ向けて、積極的な新規従業員の採用によるマンパワーの拡充等、顧客の需要に迅速に応えられる体制づくりに努めております。

②資金の確保

当連結会計年度末において現金及び預金2,799,164千円と、前連結会計年度末比で1,601,989千円増加しており、純資産は1,381,132千円と、前連結会計年度末比で205,454千円増加しております。これは、新株予約権の行使により955,743千円を調達することで資本を増強したことや、当社サービスの予約数増加にともなう385,580千円の前受金の増加によるもののが主な要因であります。さらに、主要取引銀行とは総額1,600,000千円の当座貸越契約の継続を行っており貸越枠のうちの500,000千円の借入を実行しておりますが、引き続き、主要取引銀行との関係を維持しつつ、継続的に支援いただくための協議を行ってまいります。なお、当連結会計年度末における借入未実行残高は、1,100,000千円となっております。

③新たな収益モデルの確立によるビジネスポートフォリオの拡張

当社グループは現地体験ツアーをオンラインで長年に渡って取り扱ってきた中で築きあげた国内及び海外の約5,000社のツアー催行会社様とのネットワークがあり、約15,000の質の高いアクティビティ商品を提供しております。また、事業開始以降、顧客満足度の向上に努めており、2022年12月末現在、200万人超の会員基盤を有しております。今後は、ツアー催行会社様とのネットワークや会員基盤等のアセットを最大限に活かすことなどにより、当社グループ

が旅行という枠を超えて「体験」と「交流」をベースにテクノロジーを生かしたサービスに変化させていくことで、新たな収益モデルの確立を行ってまいります。

また、旅行需要の回復が早期に期待でき、かつ、既にCOVID-19前の水準を上回る回復を示している国内旅行事業、「Hawaii Activities」事業を更に強化するとともに、今後のインバウンド旅行需要の回復期において、連結子会社であるリンクティビティ株式会社が展開するチケットプラットフォーム事業による収益獲得を拡大させるための投資を実施し、これまで海外旅行事業を主力としていたビジネスポートフォリオを拡張することで、当社グループ全体における中長期的な収益力を向上させる施策に努めてまいります。

④海外旅行需要回復に応じた投資

渡航制限が継続している海外旅行においても、2022年3月以降制限が徐々に解除されており、それに伴い政府が公表する出入国者数の実績値でも海外渡航者の数が月を追うごとに増加している状況にあります。それに合わせて、当社グループとしても現地体験ツアー商品の拡充や在庫の確保を行うことにより、当連結会計年度における海外旅行事業の営業収益は、前年同期比で167.3%の増収を実現しております。

外部環境においても、2022年の出国日本人者数は2021年度比441.1%増の277万人となり、COVID-19の世界的な拡大に伴い実施されていた入国制限については、世界的に緩和・全廃の動きが加速していることを受け、特に下半期以降顕著に増加しました。国際航空運送協会(IATA)によると、航空需要が2023年にはCOVID-19感染拡大前の85.5%まで回復し、特に北米地域の需要回復は顕著であるとの見通しとなっております。2023年1月の出国日本人数は前年比490.9%増の443千人、訪日外客数も前年比8327.9%増の1,497千人と回復傾向は顕著であります。(出典「日本政府観光局(JNTO)」)

以上のことからも、当社グループとしては、引き続き、渡航制限などの状況を見極めながら適切な投資及びオペレーションの構築を進めることにより、海外旅行の需要回復期における収益最大化を実現させる施策に努めてまいります。また、インバウンドマーケットにおいても、連結子会社であるリンクティビティが運営する主に訪日外国人観光客向けのサービスである鉄道プラットフォーム事業の需要を確実に捉えるための施策に努めてまいります。

以上の状況により、継続した営業損失の計上を踏まえ、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しているものの、これまで取り組んできた対応策の成果として、ビジネスポートフォリオの拡張による収益力の向上、資金調達による財務体質の強化が図られたこと、かつ、直近の状況として、海外旅行事業の予約数が月を追うごとに増加しております。今後におきましても、日本発着の航空機座席数が各渡航先において増加していくことにより、海外渡航に関するキャパシティは確実に増えることから当社グループにおける予約数の増加並びに収益の獲得は、確実に回復がなされていくものと考えております。

また資金面においても、新株予約権の行使による資金調達及び業績回復による前受金の増加

により、手元現預金残高の水準は大幅に改善し、現状において重要な資金繰りの懸念は解消されております。

これらの検討を踏まえ、事業面及び財務面における懸念状況は改善されているものと考えております、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

また、当社グループが安定的な経営基盤のもと継続して成長できるよう以下の重要課題に取り組んでおります。

(1)取扱商品数の拡充及び安定した在庫確保

営業収益を増加させるために、国内外の新たな催行会社との契約及び新商品の供給をするとともに、既存の催行会社からの十分かつ安定的な在庫の確保が求められます。当社グループでは催行会社との強固な取引関係を構築しておりますが、在庫不足による機会損失も多く発生しております。催行会社との営業面での関係構築を更に強化するとともに、システム面での連携強化を推進することによって、十分な在庫の確保やよりユニークで魅力ある商品を拡充してまいります。

(2)当社グループの認知度及びブランド力の向上

日本国内において当社グループの運営する「VELTRA」の認知度は発展途上であり、今後より多くの旅行者への認知度向上を図ることが事業の成長において重要な課題となっております。また、COVID-19の収束後、回復が見込まれる旅行需要を確実に捕捉することが重要であり、そのためには、顧客との接点を保持・拡充する必要があると考えております。更なる認知度向上に向けた広告宣伝や広報活動などを通じて、顧客満足度を高めブランド力を向上させる施策に努めてまいります。

(3)技術革新への対応

当社グループにとっては、競争の激しいインターネット市場において継続的な成長を遂げるべく、新しい技術やビジネスモデルへの対応を継続的に行っていくことが、重要な課題であると認識しております。旅行者の細かなニーズに対応するべくデータを活用し、旅行者ごとに最適化された販売促進を進めることや、お問い合わせ内容を機械学習させることによって効率的なカスタマーサービスを提供すること等、テクノロジーに関する投資を今後も引き続き積極的に図ってまいります。

(4)人材の確保及び育成

当社グループが更なる成長を遂げるためには、世界各国において、催行会社との提携を拡大し、魅力的な現地体験ツアーを発掘し、当社グループで取り扱えるようにすることができる、国際的なビジネスに精通した営業人員が必要不可欠であると認識しております。また、技術革新が急速に進行し、市場規模も拡大し続けているインターネット市場においては、優秀なITエンジニアの更なる確保が重要な要素であると考えております。

当社グループにおいては、上記のような人材の採用を積極的に行うとともに、既存の社員を含めた社員の教育、育成に注力してまいります。また、優秀な人材の定着を促進するため、働き甲斐のある職場環境の構築に、引き続き努めてまいります。

(5) 経営管理体制の強化

当社グループが継続的に安定したサービスを提供し、企業価値を継続的に向上させるために、事業の拡大等に合わせた経営管理体制の強化やコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを行うことが重要な課題であると認識しております。組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、事業規模に応じた内部統制の整備、強化、見直しや法令遵守の徹底に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業区分	事業内容
旅行関連事業	インターネットを利用した現地体験ツアーの予約販売等

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区
----	---------

② 子会社

VELTRA Holdings, Inc.	本社	米国 ハワイ州ホノルル市
VELTRA, Inc.	本社	米国 ハワイ州ホノルル市
VELTRA Malaysia Sdn.Bhd.	本社	マレーシア クアラルンプール市
リンクティビティ株式会社	本社	東京都千代田区

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
旅行関連事業	153 (33)名	20名増 (4名減)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
112 (29.5)名	20名増 (3.5名増)	37.7歳	5.5年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 三井住友銀行	500,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 95,000,000株
- ② 発行済株式の総数 35,517,500株
- ③ 株主数 11,160名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
Paxallan S. à r. l.	9,810千株	27.62%
株式会社オーフンドア	4,100	11.54
齊藤精良	2,483	6.99
永島徹三	1,959	5.52
二木渉	1,530	4.31
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I S G (F E - A C)	1,196	3.37
楽天証券株式会社	955	2.69
株式会社プレンティ一	782	2.20
株式会社SBI証券	522	1.47
萬年良子	400	1.13

(注) 持株比率は自己株式(97株)を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

発行済株式の増加理由について

第1回新株予約権の行使47,100株、第2回新株予約権の行使78,000株、及び第6回新株予約権の行使2,121,000株により、発行済株式の総数は前事業年度末より2,246,100株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年12月31日現在)

		第1回新株予約権	第5回新株予約権
発 行 決 議 日		2017年12月28日	2020年3月25日
新 株 予 約 権 の 数		3,900個	300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 390,000株 (新株予約権 100株) 1個につき	普通株式 30,000株 (新株予約権 100株) 1個につき
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 7,800円 1個当たり (1株当たり 78円)	新株予約権 100円 1個当たり (1株当たり 1円)
権利行使期間		2019年12月29日から 2027年12月28日まで	2024年4月10日から 2027年4月9日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3,900個 目的となる株式数 390,000株 保有者数 4名	—
	社外取締役	—	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1名
	監査役	—	—

- (注) 1. i 新株予約権を引き受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社等の取締役、監査役及び従業員等の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任や定年退職、その他正当な理由がある場合において、取締役会が承認したときは、この限りでない。
- ii 新株予約権を引き受けた者は、懲役刑又は禁固刑を受けた者（執行猶予を含む）でないことを要する。
- iii 新株予約権を引き受けた者の故意又は重過失により当社又は当社子会社に重大な損失が発生した場合、当該新株予約権を引き受けた者は、その新株予約権行使することができない。

- iv その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けた者との間で締結する引受契約書に定めるところによる。
2. i 新株予約権を引き受けた者は、行使可能開始日が属する年に開催する定時株主総会終結時点まで取締役の地位を保持していることを要する。
- ii 新株予約権を引き受けた者は、懲役刑又は禁固刑を受けた者（執行猶予を含む）でないことを要する。
- iii その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けた者との間で締結する引受契約書に定めるところによる。
3. 2018年9月27日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	二 木 渉	社長兼CEO
取 締 役	萬 年 良 子	Global Sales & Solutions Division Director VELTRA Holdings, Inc. Director 一般社団法人日本旅行業協会 (JATA) 運営役員 公益社団法人企業情報化協会 (IT協会) 常任幹事
取 締 役	倉 上 智 晴	HR & General Affairs Division Director
取 締 役	皆 嶋 純 平	Headquarters Division Director VELTRA Holdings, Inc. Director VELTRA, Inc. Director VELTRA Malaysia Sdn.Bhd. Director リンクティビティ株式会社 取締役 VELTRA PHILIPPINES, INC. Director
取 締 役	鈴 木 学	西村あさひ法律事務所 パートナー 株式会社地域ヘルスケア連携基盤 監査役 SDFキャピタル株式会社 監査役
取 締 役	カ ス バ ー ト 口 ド 二 一	Jayride Group Limited 取締役
常 勤 監 査 役	池 田 哲 司	—
監 査 役	毛 利 正 人	東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科 教授 株式会社テクノスジャパン 取締役 (監査等委員) 株式会社Success Holders 取締役 (監査等委員)
監 査 役	河 野 雅 之	—

- (注) 1. 取締役鈴木学氏、取締役カスバート ロドニー氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役池田哲司氏、監査役毛利正人氏及び監査役河野雅之氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役池田哲司氏、監査役毛利正人氏及び監査役河野雅之氏は、以下のとおり、財務及び会計等に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役池田哲司氏は、米国の経営修士号を取得し、長年にわたり他社の経理部・財務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役毛利正人氏は、米国の会計学修士号を取得し、米国公認会計士協会の正会員資格を保有しております。
 - ・監査役河野雅之氏は、旅行に係る大手の事業会社の取締役や監査役を務めた経験があります。
4. 当社は、取締役鈴木学氏、取締役カスバート ロドニー氏、常勤監査役池田哲司氏、監査役毛利正人氏及び監査役河野雅之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役坂水健一郎は、2022年3月25日開催の第32回定時株主総会の時をもって取締役を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役でない取締役である鈴木学氏及びカスバート ロドニー氏、並びに常勤監査役池田哲司氏、監査役毛利正人氏及び河野雅之氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任額の限定が認められるのは、当該業務執行取締役でない取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役、並びに子会社の取締役及び監査役であり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、保険料は全額当社が負担しております。

④取締役及び監査役の報酬等

i. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 方針の決定方法等

当社は2022年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、当該決定方針の内容について、あらかじめ報酬委員会の審議を経ております。

b. 決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次の(a)ないし(d)のとおりです。

(a) 基本方針に関する事項

当社の取締役の報酬等は、その総枠について株主総会の承認を得た上で、個別の報酬額は報酬委員会の諮問を経たうえで、各年の定時株主総会終結後に開催される取締役会の決議（当該取締役会の委任に基づく代表取締役の決定を含む。）で決定します。

(b) 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、年額を12分割した金額について、毎月金銭支給としております。基本報酬の年額は、役位、職責、実績等に応じて世間水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮した上で決定するものとしております。

(c) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬割合については、全て基本報酬（固定報酬）としております。

(d) 報酬等の決定の委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額について、取締役会決議に基づき、代表取締役に委任する場合、報酬委員会の諮問を経たうえで、その具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬（固定報酬）の額とします。

ii. 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

iii. 個人別の報酬等の内容の委任に関する事項

当事業年度の当社の取締役の個人等の報酬額については、2022年3月25日開催の取締役会決議に基づき、代表取締役社長兼CEO二木渉が、報酬委員会の諮問を経たうえで、その具体的な内容について委任をうけており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬（固定報酬）の額としております。委任した理由は、代表取締役社長兼CEOは当社全体の業績や個々の取締役の職務執行状況を俯瞰的に把握しており、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担う役割・責務等について評価を行うには、代表取締役社長兼CEOが適していると判断したためです。

iv. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数 (非金銭報酬等を除く)
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	62,833千円 (14,477千円)	61,181千円 (12,825千円)	－ (－)	1,652千円 (1,652千円) (注4)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	16,200千円 (16,200千円)	16,200千円 (16,200千円)	－ (－)	－ (－)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	79,033千円 (30,677千円)	77,381千円 (29,025千円)	－ (－)	1,652千円 (1,652千円) (注4)	10名 (5名)

- (注) 1. 上記には、2022年3月25日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年10月15日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）です。
4. 上記表に記載の金額のうち非金銭報酬等（1,652千円）は、2020年3月25日開催の取締役会決議に基づき社外取締役1名に付与された第5回新株予約権に係る当事業年度における費用計上額です。
5. 監査役の報酬限度額は、2016年3月30日開催の第26回定時株主総会において、年額24百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）です。

⑤ 社外役員に関する事項

i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鈴木学氏は、西村あさひ法律事務所パートナー、株式会社地域ヘルスケア連携基盤監査役、SDFキャピタル株式会社監査役ですが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役カスバート ロドニー氏はJayride Group Limitedの取締役ですが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役毛利正人氏は、東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授、株式会社テクノスジャパン取締役（監査等委員）、株式会社Success Holders取締役（監査等委員）ですが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ii. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役 鈴木 学		当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士として法律に関する高い専門性と幅広い見識に基づく観点から、当社グループ経営、資金調達においての意思決定の妥当性、適正性を確保するための適確な発言を行っております。
取締役 カスバート		当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、これまで欧米圏での会社の経営者を歴任してきたことに基づく豊富な経験や旅行業界に幅広いネットワークを有していることに基づく幅広い見識に基づく観点から、積極的に事業運営全般に対し、適確な発言を行っております。
監査役 池田哲司		当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場会社を含む他企業の経理・財務業務の豊富な経験に基づく観点から、適宜発言を行っております。
監査役 毛利正人		当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、コーポレート・ガバナンス等を専門とする大学教授としての高い専門性と幅広い見識に基づく観点から、適宜発言を行っております。
監査役 河野雅之		当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、大手旅行会社での勤務により得られた豊富な知見と数多くの経験に基づく観点から、適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,678,951	流 動 負 債	2,670,745
現 金 及 び 預 金	2,799,164	営 業 未 払 金	1,219,424
営 業 未 収 入 金	820,544	短 期 未 借 金	500,000
そ の 他	59,243	未 払 法 人 税	85,935
		前 受 金	74,711
		ポ イ ン ト 引 当 金	514,942
固 定 資 産	372,992	契 約 負 債	41,515
有 形 固 定 資 産	21,747	そ の 他	160,923
建 物	8,865	固 定 負 債	73,292
工具、器具及び備品	70,594	そ の 他	66
減 価 償 却 累 計 額	△57,711	負 債 合 計	2,670,811
無 形 固 定 資 産	318,389	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	239,995	株 主 資 本	1,309,754
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	78,178	資 本 金	1,821,276
そ の 他	216	資 本 剰 余 金	2,060,164
投 資 そ の 他 の 資 産	32,855	利 益 剰 余 金	△2,571,615
投 資 有 価 証 券	373	自 己 株 式	△70
繰 延 税 金 資 産	2,041	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	44,714
そ の 他	30,439	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△776
資 産 合 計	4,051,944	為 替 換 算 調 整 勘 定	45,491
		新 株 予 約 権	12,370
		非 支 配 株 主 持 分	14,293
		純 資 産 合 計	1,381,132
		負 債 純 資 産 合 計	4,051,944

連結損益計算書

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位:千円)

科目						金額
営業収益						1,163,530
営業費用						1,958,241
営業損失						794,711
営業外収益						
受取利息		利息入				24
助成金	収益					1,123
匿名組合の	投資	利息	益他			51,344
その他						3,992
営業外費用						56,484
支払利息		利息損				364
為替差						13,567
固定資産の	除却	却損				301
その他						1,468
経常特別損失						15,702
関係会社清算益						753,928
税金等調整前当期純損失						14,055
法人税、住民税及び事業税						739,873
法人税等調整額						61,663
当期純損失						296
非支配株主に帰属する当期純損失						61,959
親会社株主に帰属する当期純損失						801,833
						7,385
						794,447

貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,931,735	流 動 負 債	1,648,796
現 金 及 び 預 金	1,475,449	短 期 借 入 金	500,000
営 業 未 収 入 金	378,083	営 業 未 払 金	420,677
前 渡 金	739	未 払 金	78,845
前 払 費 用	32,012	未 払 費 用	31,695
未 収 消 費 税 等	14,990	未 払 法 人 税 等	14,691
そ の 他	30,461	前 受 金	390,783
固 定 資 産	791,275	預 金	16,192
有 形 固 定 資 産	17,433	ポ イ ン ト 引 当 金	40,569
建 物	8,865	契 約 負 債	148,034
工具、器具及び備品	56,037	そ の 他	7,307
減 価 償 却 累 計 額	△47,469	負 債 合 計	1,648,796
無 形 固 定 資 産	250,792	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	226,577	株 主 資 本	1,062,931
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	23,998	資 本 金	1,821,276
そ の 他	216	資 本 剰 余 金	1,933,276
投 資 そ の 他 の 資 産	523,049	資 本 準 備 金	1,933,276
投 資 有 価 証 券	373	利 益 剰 余 金	△2,691,550
関 係 会 社 株 式	503,226	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,691,550
出 資 金	100	繰 越 利 益 剰 余 金	△2,691,550
破 産 更 生 債 権 等	307,117	自 己 株 式	△70
そ の 他	19,349	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△776
貸 倒 引 当 金	△307,117	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△776
資 产 合 計	2,723,010	新 株 予 約 権	12,060
		純 資 産 合 計	1,074,214
		負 債 純 資 産 合 計	2,723,010

損益計算書

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	692,477
営 業 費 用	1,571,047
営 業 損 失	878,569
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	6
匿名組合投資利益	51,344
助成金収入	1,123
その他	3,821
	56,295
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	364
為替差損	14,317
その他	1,354
	16,037
経 常 損 失	838,311
特 別 損 失	
関係会社株式評価損	408
関係会社整理損	7,469
税 引 前 当 期 純 損 失	7,878
法人税、住民税及び事業税	846,189
当 期 純 損 失	2,290
	848,479

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

ベルトラ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 倉 本 和 芳
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 服 部 理
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ベルトラ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベルトラ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

ベルトラ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 倉 本 和 芳
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 服 部 理
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベルトラ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない

が、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月22日

ベルトラ株式会社 監査役会
 常勤社外監査役 池田 哲司 
 社外監査役 毛利 正人 
 社外監査役 河野 雅之 

以上

以上

(株主総会参考書類)

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とすることで、取締役会における議論をより充実させるとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することと致したく存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、これに伴う条数の変更等を行うものであります。

なお、本提案の理由(1)にかかる定款変更については、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

(2) 当社は、本社機能を2023年6月に東京都千代田区から東京都中央区に移転する予定ですが、これに合わせて、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の住所も、東京都千代田区から東京都中央区に変更するものであります。

当社では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、従来週1回の利用を推奨していた在宅勤務制度について100%在宅勤務を可能とする運用を導入し、更にオフィススペースの縮小、国内外の勤務場所を選択できるWork From Anywhereを導入するなど、働き方改革を推進してまいりました。現在入居しているビルとの賃借契約の満了が予定される中、新しい働き方に合うオフィスの検討を進めた結果、社員のエンゲージメントの向上、Work From Anywhereの更なる充実、国内外の出張時でも効果的に働ける環境の整備、流動性あるオフィス最適化によるコスト削減、業務効率と生産性の向上といった観点を総合的に考慮した結果、賃借契約型からフレキシブルオフィスであるWeWork日本生命日本橋ビルへ本社機能を移転することとしました。

なお、本提案の理由(2)にかかる定款変更については、後記変更の内容の附則第1条（本店の所在地に関する経過措置）に記載の日から効力を生ずるものとします。

(3) その他、各条項の表記の統一その他の所要の変更を行うものであります。

なお、本提案の理由(3)にかかる定款変更については、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部 が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。
(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条～第8 条 (条文省略)	第5条～第8 条 (現行どおり)
(単元未満株主の権利制限) 第9条 当会社の単元未満株式は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利 (4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</u>	(単元未満株主の権利制限) 第9条 当会社の単元未満株式は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿は、事務取扱場所に据え置き、株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	(株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によつて委任を受けた取締役によって選定する。 3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿は、事務取扱場所に据え置き、株主名簿、新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
(株式取扱規則) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。
(株主総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。 2. 会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。	(株主総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。 2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。
第13条～第17条 (条文省略)	第13条～第17条 (現行どおり)

(下線部 が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(電子提供措置等) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	(電子提供措置等) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>8名以内</u> とする。 (新設)	(員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>11名以内</u> とする。 2 前項の取締役のうち、 <u>監査等委員である取締役は、3名以内</u> とする。
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新設)	(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任</u> する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の開始の時までとする。</u>

(下線部 が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は取締役会長及び取締役社長並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

(下線部 が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、同社長が議長となる。 2. 取締役社長に欠員又は事故があり招集できないときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集する。 3. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、同社長が議長となる。 2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (削除)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条～第26条 (条文省略) (新設)	第25条～第26条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 <u>監査役及び監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
<u>(員数)</u> 第31条 <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u>	(削除)
<u>(選任方法)</u> 第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(任期)</u> 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤監査役)</u> 第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(常勤の監査等委員) 第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
2. <u>監査役</u> 全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで <u>監査役会</u> を開催することができる。	2. <u>監査等委員</u> 全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで <u>監査等委員会</u> を開催することができる。
(<u>監査役会</u> の決議方法)	(<u>監査等委員会</u> の決議方法)
第36条 <u>監査役会</u> の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>監査役</u> の過半数をもって行う。	第34条 <u>監査等委員会</u> の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>議決に加わること</u> ができる <u>監査等委員</u> の過半数が出席し、 <u>出席した監査等委員</u> の過半数をもって行う。
(<u>監査役会</u> の議事録)	(<u>監査等委員会</u> の議事録)
第37条 <u>監査役会</u> における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した <u>監査役</u> がこれに記名押印又は電子署名する。	第35条 <u>監査等委員会</u> における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した <u>監査等委員</u> がこれに記名押印又は電子署名する。
(<u>監査役会規程</u>)	(<u>監査等委員会規程</u>)
第38条 <u>当会社の監査役会</u> に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、 <u>監査役会</u> において定める監査役会規程による。	第36条 <u>監査等委員会</u> に関する事項は、法令又は本定款のほか、 <u>監査等委員会</u> において定める監査等委員会規程による。
(<u>報酬等</u>)	(削除)
第39条 <u>監査役</u> の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除) 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(削除)
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	
第41条～第42条 (条文省略)	第37条～第38条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第44条 (条文省略)	第40条 (現行どおり)
(期末配当金) 第45条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。	(期末配当金) 第41条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

現 行 定 款	変 更 案
(中間配当金)	(中間配当金)
第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第47条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。	第43条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。
(新設)	<p><u>附則</u> (本店の所在地に関する経過措置)</p> <p>第1条 第3条（本店の所在地）の変更は2023年6月26日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第2条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第33回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
(新設)	

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、また、取締役全員（6名）は本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における提案の理由（1）にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	ふた ざ わたる 二木 渉 (1971年4月10日) (重任)	1989年4月 株式会社IWANAGA入社 2000年1月 株式会社パックプラス入社取締役就任 2004年4月 当社入社 2009年1月 当社企画開発＆マーケティング部部長就任 2014年3月 当社海外事業本部長就任 2015年4月 当社代表取締役社長兼CEO就任（現任）	1,530,000株
2	まん ねん りょう こ 萬年良子 (1961年5月9日) (重任)	1984年4月 富士レビオ株式会社入社 1986年7月 エクイタブル生命保険株式会社（現:アクサ生命保険株式会社）入社 1989年2月 American Express Int'l Inc.入社 2012年1月 American Express Japan取締役副社長兼GM就任 2016年6月 当社入社 CS統括執行役員就任 2016年8月 当社取締役就任（現任） 2018年9月 当社Global Sales & Solutions Division Director就任（現任） (重要な兼職の状況) VELTRA Holdings, Inc. Director 一般社団法人日本旅行業協会（JATA）運営役員 公益社団法人企業情報化協会（IT協会）常任幹事	400,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	倉上智晴 (1971年3月22日) (重任)	1994年4月 株式会社サンクレスト入社 1997年8月 オカベマーキングシステム株式会社入社 1999年11月 有限会社フィス設立取締役就任 2001年8月 当社入社 2004年4月 当社アクティビティ事業営業部長就任 2015年4月 当社執行役員就任 2015年10月 当社代表取締役就任 2017年11月 当社取締役就任(現任) 2020年3月 当社HR Division Director就任 2021年5月 当社HR & General Affairs Division Director就任(現任)	130,000株
4	皆島純平 (1975年1月31日) (重任)	1993年4月 明治製菓株式会社(現:Meiji Seika ファルマ株式会社)入社 2000年10月 株式会社プレンティー入社 2012年12月 株式会社Food's Style取締役就任 2014年12月 株式会社Food's Style東京代表取締役社長就任 2016年5月 当社入社経営管理部長就任 2016年8月 当社取締役就任(現任) 2018年9月 当社Headquarters Division Director就任(現任) (重要な兼職の状況) VELTRA Holdings, Inc. Director VELTRA ,Inc. Director VELTRA Malaysia Sdn.Bhd. Director リンクティビティ株式会社 取締役 VELTRA PHILIPPINES,INC. Director	50,000株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	カスバート ロドニー (1957年8月5日) (重任・社外・独立)	1975年3月 NCR Corporation入社 1979年11月 Digital Equipment Corporation入社 1983年4月 Select MicroSystems入社 1986年10月 Creative Laser Systems入社 1991年5月 LaserTools Corporation入社 1995年7月 Viator 設立 CEO就任 2012年8月 ROME2RIO CEO就任 2019年3月 当社社外取締役就任 (現任) 2019年12月 Imperium Tourism Holdings取締役 就任 2020年2月 Jayride Group Limited取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) Jayride Group Limited取締役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. カスバート ロドニー氏は、社外取締役候補者であります。
3. カスバート ロドニー氏を社外取締役候補者とした理由は、1995年に創業した現地体験ツアー予約サイト「Viator」の創業者であり、欧米圏での会社の経営者を歴任するとともに旅行業界に幅広いネットワークがあり、その豊富な経験と幅広い見識に基づいて、当社経営全般に関する意見、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待して選任しております。
4. カスバート ロドニー氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、カスバート ロドニー氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、その損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しており、再任が原案どおり承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、カスバート ロドニー氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出であります。再任が原案どおり承認された場合は、当社は引き続きカスバート ロドニー氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者は、当該契約の被保険者に含まれており、各候補者が取締役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における提案の理由（1）にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	いけだ てつし (1951年4月7日) (新任・社外・独立)	1974年4月 株式会社第一勧業銀行(現:株式会社みずほ銀行)入行 2000年3月 日本マクドナルド株式会社出向財務部長、 経理部長就任 2003年3月 同社転籍 2006年1月 セガサミーホールディングス株式会社入社 執行役員就任 2013年6月 株式会社サミーネットワークス監査役 就任 株式会社バタフライ監査役就任 2015年6月 株式会社セガゲームス監査役就任 2017年7月 当社常勤監査役就任(現任)	50,000株

候補者番号	氏　り　が　な (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重　要　な　兼　職　の　状　況)	所　有　す　る 当社の株式数
2	毛利正人 (1956年1月28日) (新任・社外・独立)	<p>1979年4月 国際電信電話株式会社(現:KDDI株式会社)入社</p> <p>2000年9月 日本テレコム株式会社(現:ソフトバンク株式会社)入社</p> <p>2005年7月 中央青山監査法人(みすず監査法人に改称)入所</p> <p>2007年6月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人トーマツ)入所</p> <p>2013年10月 クロウホーワス・グローバルリスクコンサルティング株式会社代表取締役就任</p> <p>2017年4月 東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授就任(現任)</p> <p>2018年6月 株式会社テクノスジャパン監査役就任</p> <p>2019年3月 当社監査役就任(現任)</p> <p>2020年6月 株式会社テクノスジャパン取締役(監査等委員)就任(現任) 株式会社ぱど(現:株式会社Success Holders)取締役(監査等委員)就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授 株式会社テクノスジャパン 取締役(監査等委員) 株式会社Success Holders 取締役(監査等委員)</p>	—

候補者番号	氏りがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	鈴木 学 (1970年2月11日) (新任・社外・ 独立 (※注10))	1996年4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 2004年1月 あさひ狛法律事務所 (現:西村あさひ法律事務所) パートナー就任 (現任) 2011年11月 株式会社gumi監査役就任 2013年4月 株式会社地域経済活性化支援機構取締役就任 2014年6月 株式会社グランビスタホテル&リゾート監査役就任 2014年12月 株式会社最上鮮魚取締役就任 2017年6月 株式会社地域ヘルスケア連携基盤監査役就任 (現任) 2018年5月 当社社外取締役就任 (現任) 2022年8月 SDFキャピタル株式会社監査役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 西村あさひ法律事務所 パートナー 株式会社地域ヘルスケア連携基盤 監査役 SDFキャピタル株式会社 監査役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 池田哲司氏・毛利正人氏・鈴木学氏は社外取締役候補者であります。
3. 池田哲司氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、米国の経営修士号を取得し、長年にわたり上場会社を含む他企業の経理部・財務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、当社の在任期間中に出席した取締役会及び監査役会において、上記の勤務経験に基づく観点から適宜発言を行っていることです。それらに基づいて、職務を適切に遂行することを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
4. 毛利正人氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、米国の会計学修士号を取得し、米国公認会計士協会の正会員資格を保有しており、当社の在任期間中に出席した取締役会及び監査役会において、コーポレート・ガバナンス等を専門とする大学教授としての高い専門性と幅広い見識に基づく観点から適宜発言を行っており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました。これらの経験・知見を引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
5. 鈴木学氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として法律に関する高い専門性と幅広い見識を有していることです。それらに基づいて、当社経営全般に関する意見、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

た。

6. 池田哲司氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、5年8ヶ月であります。
7. 毛利正人氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、4年であります。
8. 鈴木学氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、4年10ヶ月であります。
9. 当社は、池田哲司氏・毛利正人氏・鈴木学氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、その損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。原案どおり承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
10. 当社は、池田哲司氏、毛利正人氏、鈴木学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合は、当社は、池田哲司氏、毛利正人氏については引き続き独立役員とする予定であります。鈴木学氏においては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の基準を満たしておりますが、同氏を独立役員として届出する予定はありません。
11. 当社は取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者は、当該契約の被保険者に含まれており、各候補者が取締役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

【ご参考】 第2号議案及び第3号議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合の取締役会の構成及び各取締役の専門性は下記のとおりです。

	企業 経営	業界経験	財務・会計	法務 コンプライ アンス	人事 労務 人材開発	営業 マーケ ティング	グローバル経営 国際性	テクノロジ ー
二木 渉	○	○				○	○	○
萬年 良子	○	○			○	○	○	
倉上 智晴	○	○		○	○	○	○	
皆嶋 純平	○	○	○	○		○		
カスパート ロドニー	○	○				○	○	○
池田 哲司			○	○			○	
毛利 正人			○	○			○	
鈴木 学				○			○	

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2018年10月15日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。また、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告22頁以下に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を『取締役』としている部分は、『取締役（監査等委員である取締役を除く）』と変更することを予定しております。

本議案は当社の事業規模、当該取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針において定められる個人別の基本報酬の算定の基準、役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）であります。が、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における提案の理由（1）にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5千万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における提案の理由（1）にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

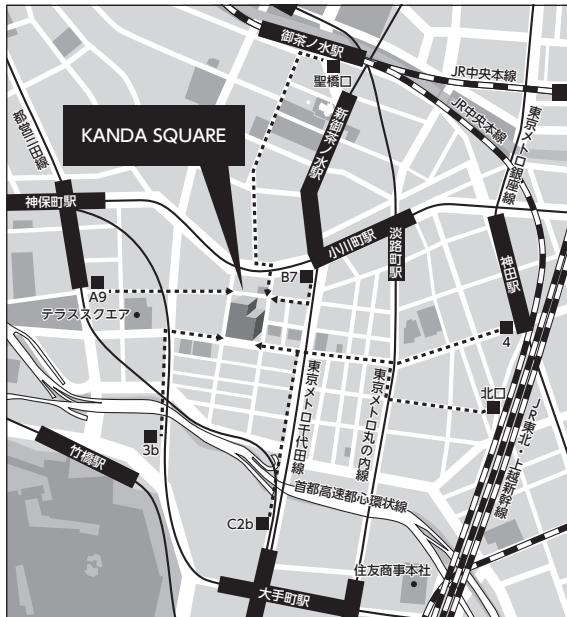
メ モ

メ モ

メ モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
神田スクエア 3階 SQUARE ROOM
TEL 03-6811-7866



交通	都営新宿線小川町駅／丸ノ内線淡路町 B7出口より	徒歩約3分
	駅／千代田線新御茶ノ水駅	
	半蔵門線神保町駅	A9出口より
	東西線竹橋駅	徒歩約5分
	千代田線大手町駅	3b出口より
	JR中央・総武線御茶ノ水駅	徒歩約6分
	JR神田駅	C2b出口より
		徒歩約8分
		聖橋口より
		徒歩約9分
		4番／北口より
		徒歩約10分

株主の皆様へ
当社ホームページから随時情報を
発信中。是非ご覧ください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。